

月刊

# 日本行政

no.640  
2026  
march

3

Top  
Message

令和7年度事業を振り返って



開聞岳（鹿児島県）

## ◆ Leadership

- 行政書士法改正を受けて  
——国民のために果たすべき使命

## ◆ Special Report

- 災害発生時における日本政策金融公庫の取組

## ◆ Topics

- 上野賢一郎厚生労働大臣を表敬訪問
- 松本洋平文部科学大臣を表敬訪問
- 行政書士制度に関する意見交換会を開催
- 全国事務局長連絡会の開催報告
- 理事会の開催報告
- 令和8年新年賀詞交歓会、行政書士制度75周年・改正行政書士法施行記念講演会の開催報告

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

日本行政書士会連合会会長  
宮本 重則

# 令和7年度事業を振り返って

春の訪れとともに、新たな年度を迎える時期となりました。会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業運営に深い御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度は、行政書士制度の将来に大きな影響を与える改正行政書士法が施行され、その理念の実装と定着に向けた取組が本会の中核を占める大変重要な一年となりましたので、令和7年度の主な事業の現状と一部の成果について、次のとおり御報告いたします。

## 1 改正行政書士法の施行と制度改革の進捗

令和8年1月1日に施行された改正行政書士法は、行政書士制度の理念と役割を現代社会に適合させる極めて重要な改正となりました。第1条の目的規定が“使命規定”へ改められ、「行政手続の円滑な実施

と国民の権利利益の実現に寄与すること」が法律上明記されたことにより、行政書士の社会的責務が一層明確になりました。

また、新設された第1条の2の“職責規定”では「デジタル社会への対応」が士業法として初めて法律に規定され、オンライン申請の支援など高度な専門性が求められる時代に応える体制整備が進められています。本会としても、デジタル庁等との協議等を通して、代理申請機能の搭載や改善要望を行うとともに、会員への研修の充実を積極的に進めています。

特定行政書士の業務範囲の拡大により、不服申立て手続への対応力が強化され、国民の不安や疑問に寄り添う体制が拡充されました。今後、研修体系の見直しや自治体との相談体制の整備が進み、制度の実効性の向上につながっていくものと期待しております。

さらに今回の法改正の中核となったのが、「行政

書士又は行政書士法人でない者による行政書士法違反の明確化」と「両罰規定の整備」です。第19条に「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が明記され、無資格者による行政書士業務への関与の禁止を明確化しました。補助金申請等で無資格者が介在し、申請者が本来得られるはずの許認可や給付を受けられない事例が課題となっていたところ、これに強い歯止めがかかることとなりました。

加えて、行政書士法第23条の3に新設された両罰規定により、行政書士法に違反する業務を行った個人だけでなく、その者を使用する法人や人も処罰の対象となり、組織的な違法代行業者を取り締まる仕組みが確立され、制度の信頼性を損なう悪質事案に対する抑止力が大幅に強化されました。

本会としては、今後、報酬に関する指針やガイドラインの整備、自治体との連携強化、非行政書士排除プレートの普及等を通じて、今回の法改正を着実に制度の運用へ反映してまいります。

## 2 全国担当者会議の開催

本年度は、オンラインの開催を中心として、同時に対面のハイブリッドの開催も交えながら「全国広報担当者会議」、「消防関係の業務に関する全国担当者会議」、「全国監察担当者会議」、「中央研修所全国担当者会議」、「職務上請求書関係事務取扱責任者会議」、「OSS利用促進に関する全国担当者会議（関東地協、中部地協）」、「封印取付け全国担当者会議」などの全国担当者会議を開催し、多数の担当者に御参加いただきました。また、本年度は平成29年度以来となる「全国事務局長連絡会」も開催いたしました。オンライン形式の開催が定着したことで、会場参加が難しい地域からも多数御参加いただき、全国規模で実務課題や最新情報が共有される体制が確立されました。各会議では、地域や規模の違いから生じる実務上の課題や運用の差異について、率直な議論や意見交換が行われ、単位会間の横の連携が一段と強まったものと実感しています。

会議参加者からは、他の単位会との情報共有が非常に有益であったことや、このような場を定期的に設けてほしいなどの御感想もいただき、各単位会の担当者の皆様の御協力により、大変有意義な会議を開催することができました。

改めて感謝申し上げますとともに、令和8年度も同様の会議の開催を計画したいと思いますので、引き

続き皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 3 災害対応・被災者支援体制の強化

豪雨災害や大規模な森林火災や地震など、近年頻発する自然災害に対し、本会及び単位会は迅速な被災者の支援体制を構築し、相談会の開催、罹災証明書申請支援、無料電話相談など、多角的な支援活動を展開してまいりました。特に、災害発生直後の混乱期において、被災者の不安に寄り添い、的確な行政手続の道筋を示すことができたのは、地域に根ざした専門家である行政書士ならではの強みであります。

また、令和6年に内閣府との間で締結した「大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定」に基づき、災害復興支援員制度の整備も進めており、本年度は、災害復興支援員の養成及び登録促進を目的とした会員向けの「災害復興支援に関するオンラインセミナー」を開催し、参加者からも大変好評を得ました。

今後は、各単位会との連携を更に強化し、被災自治体への派遣体制をより盤石なものとしてまいります。大規模災害発生時の被災者支援は行政書士制度の社会的使命を象徴する分野であり、その重要性は年々高まっています。本会としても、平時から研修や情報共有を継続的に進め、有事の際に即応できる体制の整備に努めてまいります。

## おわりに

本年度は、全国の単位会の皆様とともに、行政書士制度がこれから未来に向かって大きく飛躍する礎を築く改正行政書士法の成立、公布及び施行に力を尽くしてきた一年でありました。

行政書士制度の更なる発展のためには、行政書士一人ひとりが使命と職責を胸に、国民に寄り添う専門家として着実に歩みを進めることが鍵となります。

本会といたしましても、引き続き行政書士制度の基盤の強化と各種支援体制の充実を図り、制度が社会の信頼に応え続けられるよう全力で取り組んでまいります。

会員の皆様、全国47単位会の皆様には、本年度も多大なる御尽力を賜りましたことに改めて深く感謝申し上げますとともに、来年度もより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 3

## 日本行政

MONTHLY No.640 MARCH. 2026

### C o n t e n t s

Top Message

令和7年度事業を振り返って ..... 1

Leadership

行政書士法改正を受けて——国民のために果たすべき使命 ..... 4

Special Report

災害発生時における日本政策金融公庫の取組 ..... 5

Topics

上野賢一郎厚生労働大臣を表敬訪問 ..... 10

松本洋平文部科学大臣を表敬訪問 ..... 10

行政書士制度に関する意見交換会を開催 ..... 11

全国事務局長連絡会の開催報告 ..... 12

理事会の開催報告 ..... 13

令和8年新年賀詞交歓会、  
行政書士制度75周年・改正行政書士法施行記念講演会の開催報告 ..... 17

Information

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内 ..... 20

建設業セミナー2026 開催のお知らせ ..... 21

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項 ..... 22

特定行政書士ブラッシュアップ研修の御案内 ..... 26

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について ..... 27

一般倫理研修受講について ..... 28

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について ..... 30

■ Pick UP!単位会 ..... 31

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ ..... 33

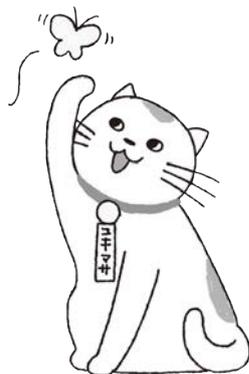
■ 中央研修所通信3月号 ..... 35

■ 日行連の主な動き(1月) ..... 37

■ コスモスInformation ..... 43

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ ..... 53

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の  
発展のために

# 行政書士法改正を受けて ——国民のために果たすべき使命

副会長 西村 誠



今般の行政書士法改正は、私たち行政書士に求められる役割が社会の中で一層重要となり、法律専門職としての存在意義が再認識されつつあることを表しています。行政手続のデジタル化が加速し、社会・経済活動が複雑化する中で、国民が行政と向き合う場面はこれまで以上に多様化しています。こうした変革の時代にあって、この度の法改正によって、行政書士が国民にとって最も身近な街の法律家として、国民の権利利益の実現に寄与することが今後ますます期待されます。

改正法では、行政書士の使命、職責、業務範囲などがより明確化されました。しかし、制度の整備は飽くまで枠組みに過ぎず、そこに実質的な信頼を宿らせるのは、業務に当たる私たち一人ひとりの意識と行動です。法改正が示す方向性を深く理解し、それに応える姿勢を持たなければ、真の意味での信頼獲得にはつながりません。

行政書士が国民・行政から信頼される専門家であるための第一の要素は、確かな専門知識と能力の維持・向上です。行政手続は法改正のみならず運用指針や実務解釈の変化も多く、情報は常に更新されます。デジタル化に伴う新たな制度や行政サービスなど、従来の知識だけでは対応しきれない局面も増えています。研修や専門分野の研究はもちろん、各分野の横断的な理解も不可欠です。自己研鑽を怠らない姿勢こそが信頼の土台となります。

第二の要素は、国民に寄り添う姿勢です。行政手続の場面で不安や戸惑いを抱きがちな国民にとって、行政書士の存在は大きな支えとなります。丁寧な説明、分かりやすい情報提供、誠実な対応は依頼者の安心につながります。私たちの業務はその背後にある国民の生活や事業の継続・発展と密接に結びついています。依頼者が置かれている状況に想像力を働かせ、最も適切な選択肢を提示することは、正に専門家の使命と言えるでしょう。

第三の要素は、職業倫理の確立と公正な判断の徹底です。行政書士は、行政と国民の間に立つ橋渡し役であり、高い倫理性が求められます。依頼者の利益を尊重することは当然ですが、その利益が法令の趣旨を逸脱し公正さを損なうと判断される場合には、ときにしっかりとした対応が求められます。不正や脱法行為に加担することは、行政書士個人の問題にとどまらず、行政書士制度の信用を失墜させる行為です。倫理観を共有し合い、問題が生じないよう組織として支え合う体制づくりも極めて重要です。

また、今回の法改正を契機に、行政書士が果たすべき公益的役割もより一層注目されています。社会的に弱い立場にある人々への支援、地域社会の発展に寄与する活動、災害や緊急時の行政手続支援など、行政書士が担うべき分野は広がっています。こうした活動は国民の行政書士への信頼を培う重要な要素です。職能の社会的価値を高めるためにも、公益的使命感を意識した取組を継続していく必要があります。

行政書士法改正は、私たちに新たな責任と可能性を示しています。国民のために、行政の適正な運用のために、そして行政書士制度の未来のために、私たちは不断の努力を重ね続けなければなりません。これからの時代に求められる行政書士像は、高い倫理観と使命感を持ち、国民の権利利益を支える「信頼される街の法律家」です。私たち一人ひとりの実践と成長が行政書士制度の発展を支え、未来を切りひらく力となることを確信しています。

# 災害発生時における 日本政策金融公庫の取組

日本政策金融公庫国民生活事業本部  
営業推進部業務支援グループ

## 1 はじめに

### (1) 日本政策金融公庫の役割と使命

日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつつ、国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算によって決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。

新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えてきており、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重要な役割を担っています。

こうした役割を着実に果たすべく、「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」という「使命」の下、組織一丸となって事業者支援に取り組んでいます。

### (2) セーフティネット機能の発揮

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、事業者の皆様にとっては、自然災害や物価高騰、人手不足、米国の政策動向による影響等で、依然として厳しい経営環境が続いています。

現在、コロナ関連融資を利用された多くの事業者の皆様が、返済を進めている段階にあります。日本公庫では、各地域の民間金融機関と幅広く連携をとりながら、既往債務の返済負担の軽減を図るための支援策を始め、経営改善・事業再生に重点を置いた取組を実施してきました。先行きを見通しづらい状況が続いていますが、事業者の皆様への資金繰り支援を円滑に実行することはもとより、財務基盤の強化や事業の再構築なども支援するため、今後も民間金融機関や関係機関等と一層

の連携を図り、事業者支援に取り組んでいきます。

### (3) 重点事業分野の支援

日本公庫では、日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の持続可能な成長、ソーシャルビジネス等の重点事業分野の支援に取り組んでいます。

たとえば、「創業・スタートアップ・新事業」においては、民間金融機関、ベンチャーキャピタル、大学と連携した金融支援やマッチングイベントの開催などの本業支援、「事業承継」においては、各地域の関係機関との連携等を通じた事業承継マッチングを含むコンサルティング、「海外展開」においては、外部専門家との連携を通じた、初めて海外展開する際のアドバイスや海外展示会・商談会情報の提供等の支援、「農林水産業の持続可能な成長」においては、農林水産物・食品の輸出や耕畜連携などへの支援に取り組んでいます。

### (4) 民間金融機関や関係機関との連携

日本公庫は民間金融機関と連携して、それぞれの強みやノウハウを組み合わせた多様なサービスを提供することにより、事業者の皆様への利便性向上に努めています。

これまで多くの民間金融機関との業務連携を進めており、令和7年3月末時点で、485機関と業務連携・協力にかかる覚書を締結しています。

また、地域の関係機関と連携したセミナーや勉強会などを積極的に開催しています。政策金融機関として地域の関係機関を「つなぐ」役割を発揮し、事業者の皆様や地域が抱える課題の解決に貢献するため、令和6年度は、「地域経済活性化シンポジウム」を東京、島根及び岩手で開催しました。

## 2 災害発生時の取組

本稿では、近年、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、「災害時における日本公庫の取組」について御紹介します。

日本公庫では、地震や台風、豪雨などの自然災害が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた事業者の皆様からの融資や返済に関する御相談に迅速かつきめ細かく対応しています。図1は、令和7年4月から10月までに設置した災害関連の特別相談窓口の一覧です。

窓口名称	設置年月
トカラ列島近海を震源とする地震に関する特別相談窓口	令和7年 7月
令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する特別相談窓口	
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に関する特別相談窓口	8月
令和7年8月20日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口	
令和7年台風第12号に伴う災害に関する特別相談窓口	9月
令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口	
令和7年台風第15号等に伴う災害に関する特別相談窓口	
令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口	
令和7年台風第22号に伴う災害に関する特別相談窓口	10月

図1 令和7年度の災害関連の特別相談窓口（4～10月）

災害関連の特別相談窓口の設置数は、令和5年度の7件に対して、令和6年度が11件と増加しました。また、令和7年度においては、10月末までに9件設置しています。

御相談内容は、被災時に損壊した設備の修繕費や、浸水による在庫の損失被害、宿泊予約キャンセルに伴う売上減少への資金繰り対応など、多岐にわたります。返済の御相談に柔軟に対応するとともに、融資の御相談においては、被害状況をお伺いしながら、「災害貸付」などの融資制度を御案内しています。御相談は、日本公庫の各支店のほか、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）での電話相談も承っています。

## 3 令和6年能登半島地震への取組

災害が発生した際、日本公庫では、被災地域の関係機関と連携をとりながら、現地の被害情報を迅速に収集しています。また、被害を受けた事業者の皆様からの御相談に円滑に対応できるよう、融資・返済相談の増加に備えた態勢整備を実施しています。

ここからは具体的な支援事例として、令和6年能登半島地震に係る日本公庫の取組の一部を御紹介します。資金支援に加えて、日本公庫の持つネットワークをいかした販路開拓支援や事業承継支援、復旧復興を応援する情報発信などを行っています。

### (1) 資金支援

地震発生後、令和6年1月4日付けで、新潟県、富山県、石川県及び福井県内の全支店に、「令和6

融資対象者	① 令和6年能登半島地震又は低気圧と前線による大雨に伴う災害による災害救助法の適用を受けた都道府県内（※）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接被害を受けた方、または同災害に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品もしくは生産・営業設備に直接被害を受けた方 （※1）令和6年能登半島地震については、新潟県、富山県、石川県および福井県 （※2）低気圧と前線による大雨に伴う災害については、石川県 ② ①に掲げる方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方 ③ 令和6年能登半島地震又は低気圧と前線による大雨に伴う災害による災害に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方											
お使いみち	災害復旧および災害に伴う社会的要因等により必要となる設備資金、運転資金											
融資限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資対象者</th> <th>①、②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>6,000万円（上乗せ）（※）</td> <td>4,800万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>3億円（別枠）</td> <td>7億2,000万円（別枠）</td> </tr> </tbody> </table>	融資対象者	①、②	③	国民生活事業	6,000万円（上乗せ）（※）	4,800万円（別枠）	中小企業事業	3億円（別枠）	7億2,000万円（別枠）		
融資対象者	①、②	③										
国民生活事業	6,000万円（上乗せ）（※）	4,800万円（別枠）										
中小企業事業	3億円（別枠）	7億2,000万円（別枠）										
融資期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）											

（※）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（注）最新の情報は、日本公庫ホームページをご覧ください。

図2 令和6年能登半島地震特別貸付の概要（国民・中小）

年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口」を設置し、被災された事業者の皆様の御相談に迅速かつきめ細かく対応しています。また、中小企業・小規模事業者向けに「令和6年能登半島地震特別貸付」を実施しています(図2)。

発災から半年ほどは、融資・条件変更の御相談が急増したため、事業者の皆様への支援が滞ることがないように、被災地域を担当する支店に本店等から職員を応援派遣し、早期に態勢を整備しました。

また、被災地域において、自治体や関係機関、民間金融機関と連携した相談会を実施しており、令和7年3月末までに合計135回実施しました。

令和6年能登半島地震関連の融資実績(令和6年度)は、1,071件、134億円となりました(図3)。

	件数	金額
令和5年度	357件	39億円
令和6年度	1,071件	134億円

図3 令和6年能登半島地震関連の融資実績

## (2) 販路開拓支援

### ① 石川県応援カタログ(冊子)の発行

令和6年能登半島地震の影響を受けた石川県の事業者の皆様への販路開拓を支援するため、企業情報や商品・サービスを紹介したカタログ冊子「石川県応援カタログ」を発行し、日本公庫のホームページへ掲載するとともに全国の支店に来店された方々に配付しています(図4)。これまでに3回にわたり発行し、合計34社のお客様の情報を掲載しています。掲載したお客様からは、「石川県外の事業者から問合せがあり、新規受注につながった。」などのお声をいただきました。



図4 石川県応援カタログ(第1弾)

### ② 商談会の開催

被災地と連携した各種商談会を実施してきており、その一部を御紹介します。

令和6年10月から12月にかけて、被災地域の事業者と百貨店やスーパーマーケット、商社などの全国のバイヤーをつなぐ「北陸4県応援企画 食のオンライン商談会」を開催しました。この商談会には、売手となる事業者85社とバイヤー301社に御参加いただき、延べ347件の商談が実現しました。

また、令和7年3月及び令和7年7月には、「令和6年能登半島地震からの復興支援に向けた商談会」を被災地域の民間金融機関と共催し、同金融機関の取引先をセラー、大手企業や日本公庫取引先等をバイヤーとするオンライン商談会を開催しました(図5)。このような取組を通じて、被災地域の事業者の皆様への販路開拓支援に取り組んでいます。

開催データ			
		令和7年3月開催	令和6年7月開催
会期		令和7年3月26~27日	令和6年7月3~4日
開催/商談形式		オンライン/個別面談形式	オンライン/個別面談形式
参加企業数 <sup>(注)</sup>	セラー	19社	12社
	バイヤー	8社	4社
延べ商談件数 <sup>(注)</sup>		61件	29件

(注) 事前に商談予約のあった参加企業数及び同商談件数

図5 「令和6年能登半島地震からの復興支援に向けた商談会」の開催概要

### (3) 事業承継支援

被災地域では、復興のために事業者の存続を図ることが喫緊の課題となっています。特に、後継者不在の小規模事業者は、第三者承継を検討することなく、廃業を選択してしまう懸念があります。被災地域での事業承継を推進する観点から、令和6年9月に日本公庫ホームページ(事業承継マッチング支援ページ)内に「石川県の後継者募集」特設ページを設置しました(図6)。特設ページの開設以降、徐々に成約事案が出てきています。



図6 「石川県の後継者募集」特設ページ

また、関係機関と共催し、全国各地で「事業承継マッチングイベント」を開催しています（石川県では令和8年2月に開催）。本イベントは、後継者不在の企業がオープンネーム（実名）で登壇する点が特徴です（図7）。経営者御自身が、事前に営業所等を撮影した映像も交えて事業内容を紹介し、後継者を募集する内容となっています。



図7 事業承継マッチングイベント（チラシ）

以上、令和6年能登半島地震における日本公庫の取組を御紹介しました。その他の取組についても、日本公庫ホームページにて御紹介していますので、是非御覧ください。

能登半島地震からの復旧復興には、長い年月を要すると考えています。日本公庫は、引き続き、被災された事業者の皆様へ寄り添い、関係機関と連携しながら、息の長い支援に取り組んでいきます。



図8 チラシ「能登で生業と復興を考える会」

#### (4) 復旧復興を応援する情報発信

##### ① 能登で生業と復興を考える会の開催

石川県七尾市において、令和6年7月に「能登で生業と復興を考える会」を開催しました（図8）。当日は、東日本大震災における女川町の復興支援に従事した方に御講演いただくとともに、能登の起業家3名によるトークセッションを通じて、能登半島の復興に向けた取組や展望等を共有しました。参加者からは、「能登半島地震の復興のヒントとなった」などの御意見をいただきました。

##### ② HEART TO NOTO（冊子）の発行

「能登で生業と復興を考える会」（前①）に登壇された方や、被災地域の関係機関の方などにインタビューを行い、復興の現状や未来への想いをまとめた冊子「HEART TO NOTO」を令和7年3月に発行しました（図9）。能登の現状とこれからの展望を全国の皆様へ知っていただきたいとの思いを込め、日本公庫の全国152支店を通じて配付しています。



図9 冊子「HEART TO NOTO」

## 4 おわりに

事業者支援に当たっては、許可や届出、登録などの行政手続に関する知見を求められる場面が多く、行政書士の皆様の御支援が必要不可欠となっています。令和7年10月、熊本県行政書士会に開

催していただいた勉強会では、出席した日本公庫の職員より、「行政書士の業務と当公庫業務との接点を再認識した。行政書士の皆様は、お客様から許認可の申請や各種契約書の作成などに関する多くの相談を受けていることが分かり、改めて事業

者の皆様から頼りにされていることを実感した。」などの声がありました。

日本公庫としましては、行政書士の皆様と連携を深めながら、事業者支援に取り組んでいきます。引き続き、よろしくお願いいたします。

【参考1】日本公庫のオンラインサービス（事業資金）

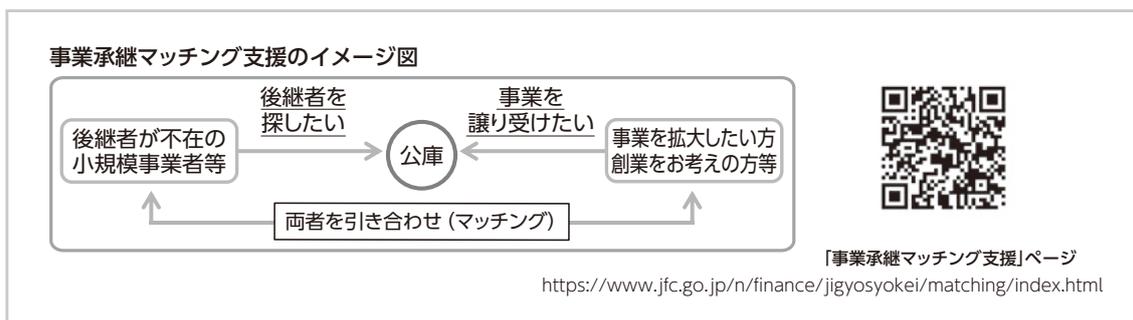
日本公庫では、お客様にとって利便性の高い金融機関を目指し、業務のデジタル化を推進しています。具体的には、インターネットで借入申込手続きが完結する「インターネット申込」、融資契約手続を Web 上で行うことができる「日本公庫電子契約サービス」、各種お手続きや経営に役立つ情報やセミナーの案内など様々なサービスを提供する「日本公庫ダイレクトアプリ」などを導入しています。

<p><b>インターネット申込</b></p> <p>借入申込のお手続きは「インターネット申込」をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上でお申込手続きが完結</li> <li>24時間365日いつでもお申込み可能</li> <li>来店・郵送よりスピーディーに完結</li> </ul> <p>▼詳細はこちら</p> 	<p><b>日本公庫電子契約サービス</b></p> <p>融資契約手続きにおいて「日本公庫電子契約サービス」をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書類への記入・押印レス</li> <li>契約手続きがスピーディー</li> <li>契約書類の管理が簡単</li> </ul> <p>▼詳細はこちら</p> 
<p><b>日本公庫ダイレクトアプリ</b></p> <p>各種お手続きや経営お役立ち情報などのサービスをご提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生体認証でかんたんアクセス</li> <li>お取引状況をスマホで確認</li> <li>かんたん便利にお手続き</li> </ul> <p>▼詳細はこちら</p> 	<p><b>LINE 公式アカウント</b></p> <p>経営の“プラス”になる情報をお届けします</p> <p>▼友だち追加はこちら</p>  <p>▼LINE ID 検索</p> <p>@jfc_kokumin</p> 

【参考2】事業承継マッチング支援

日本公庫では、後継者不在の小規模事業者等と事業を拡大したい方や創業希望者等を引き合わせ、第三者による事業承継を支援する取組である「事業承継マッチング支援」を行っています。

令和元年度、東京都内で試行的に開始し、令和2年度から全国規模で実施しています。事業承継マッチング支援の令和6年度までの累計実績は、申込みが17,465件（譲渡希望5,462件・譲受希望12,003件）、引き合わせが2,058件となり、331件が成約に至りました。



## 上野賢一郎厚生労働大臣を表敬訪問

**訪問日** 令和7年12月18日(木)

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・竹田・西村・河野各副会長、田後・関口  
両専務理事、古川・宮元・伴・古田島・安野・坪川・櫻田・奥村・関谷・  
大塚各常任理事、奥野理事  
〈日政連〉常住会長、速水副幹事長、飯田常任幹事、水野相談役

先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から厚生労働大臣に任命された上野賢一郎厚生労働大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の厚生労働大臣御就任に当たってお祝いの言葉を申し上げます。また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝を申し上げますとともに、今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立に際して、自由民主党行政書士制度推進議員連盟の事務局長として多大なる御尽力をいただいたことに対し改めて御礼を申し上げます。

その後、改正法施行に向けた各種取組について御説明し、特に業務の制限規定の趣旨の明確化については、各業界からの反響が大きく、法改正の効果が顕著に現れている旨を御報告しました。上野大臣からは行政書士の更なる活躍を期待する旨の激励の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。



## 松本洋平文部科学大臣を表敬訪問

**訪問日** 令和7年12月23日(火)

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、平岡副会長、関谷常任理事  
〈日政連〉常住会長、竹田幹事長、水野相談役

先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から文部科学大臣に任命された松本洋平文部科学大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の文部科学大臣御就任に当たってお祝いの言葉を申し上げます。また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝を申し上げますとともに、改めて今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立について御報告し、法改正後の事業執行等について御説明しました。

その後、著作権相談事業や中小企業支援等に関する本会の取組についても御説明し、松本大臣からは行政と国民との懸け橋として行政書士の更なる活躍を期待する旨の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。



# 行政書士制度に関する意見交換会を開催

**開催日** 令和7年12月4日(木)

**会場** 東京都港区「第一ホテル東京」

**出席者** 【有識者】(五十音順・敬称略)

阿部 泰隆(弁護士)、植田 昌也(総務省自治行政局行政課長)、川合 敏樹(國學院大學法学部教授)、清水 晶紀(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)、白藤 博行(専修大学名誉教授)、鳥山 半六(弁護士)、平塚 敦之(レオス・キャピタルワークス株式会社 常務取締役)、馬橋 隆紀(弁護士)、三橋 一彦(デジタル庁統括官付審議官)、望月 達史(一般財団法人行政書士試験研究センター理事長)、山田 洋(一橋大学名誉教授)、山田 正記(弁護士)、山野 謙(復興庁事務次官)、山本 修三(弁護士・日本行政書士会連合会理事)、山脇 康嗣(弁護士)

【日行連役員】

宮本会長、平岡・岩崎・竹田・西村・河野各副会長、田後・関口両専務理事、古川・宮元・伴・古田島・安野・坪川・櫻田・関谷・大塚各常任理事、常住名誉会長、徳永理事

令和7年12月4日、東京都港区の第一ホテル東京において、行政書士制度に関する意見交換会を開催しました。

有識者の皆様をお招きし、制度の更なる充実・発展に向け、様々な観点から御意見を伺う貴重な機会となりました。

初めに、関口専務理事から意見交換会の趣旨説明があり、その後、宮本会長から、6月に成立した改正行政書士法の概要と昨今の日行連の取組等について報告がなされました。

続いて、行政書士制度に関する意見を広く聴取するとともに、今後の方向性を明確化するための意見交換が行われました。御出席くださった有識者の皆様からは、特定行政書士と弁護士との協同に関する提案、デジタル化を始めとして国民からの要望や意見を国に届ける役割を行政書士が担うことへの期待、幅広い業務分野の中でそれぞれ得意な分野を生かすことの重要性とそのための実務能力を持った行政書士の育成に関する意見、単に法律の知識を得るだけではなく実務に即した研修の必要性と依頼者の利益を守るための倫理研修の重要性、行政書士学会の設立とその活用に関する提案、非行政書士の排除だけではなく各業務の担い手を確保することの必要性、顧問業務の開拓の必要性と手続業務との違いに関する意見、各省庁との関係性構築の重要性、行政書士の具体的な活躍事例をアピールすることの重要性など、幅広い御意見をいただきました。



# 全国事務局長連絡会の開催報告

令和7年12月19日、虎ノ門タワーズオフィス6階ROOM7において、全国事務局長連絡会が開催された。同連絡会は、事務処理上における諸問題について、意見交換等を通じて相互理解の強化を図り、事務処理の適正対応及び業務の円滑化を推進し、日行連及び単位会の発展に寄与することを目的としたもので、平成29年10月以来の開催となった。

各単位会からは、事務局長を中心に44名が出席。前半は日行連から登録手続のオンライン化等について説明がなされるとともに各単位会事務局における新会員管理システムの利用状況、事務マニュアルの整備状況、デジタル化の取組に関する実態報告やカスタマーハラスメントへの取組について意見交換を行った。後半では個人情報保護法について個人情報保護委員会の講演が行われた。今後の更なる事務処理の効率化や連携の深化につながることを期待される中、連絡会は終了した。

## 【次第及び概要】

1. 開会のことば：原田副会長
2. 会長あいさつ：宮本会長
3. 出席者自己紹介
4. 配付資料・日程の説明
5. 連絡会



### (1) 会員管理システムについて

田後登録委員長から登録手続に関する概要説明があり、続けて日行連事務局の登録課長から登録手続のオンライン化等についての説明及び質疑応答が行われた。

### (2) 事務マニュアル・業務効率化について

福井会・静岡会・香川会から事例が発表された。業務の引継ぎに関する問題点など、それぞれの単位会の現状が発表された。また、業務の効率化については愛知会から事例が発表され、電子決裁システムの導入により、業務が大幅に効率化したことが報告された。

### (3) カスタマーハラスメント等の対策について

東京会・大阪会・千葉会の事例が発表された。事務局内での取扱いや電話対応の方法、カスタマーハラスメントへの対応指針の策定とHPへの掲載など、それぞれの単位会の対応方法が共有された。

## 6. 講演「個人情報保護法について」

個人情報保護委員会の担当者を招請し、個人情報保護法に関する講演をいただいた。個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、より一層理解を深める機会となった。

## 7. 閉会のことば：古川総務部長

# 理事会の開催報告

- 開催日** 令和8年1月22日(木)
- 場所** 虎ノ門タワーズオフィス6階「ROOM7」
- 司会** 古川 正美 総務部長
- 議長** 宮本 重則 会長
- 議事録署名人** 宮元 仁 (北海道会) 理事・  
櫻田 直己 (熊本会) 理事
- 構成員** 56名のうち、52名出席(開会時)
- オブザーバー** 森岡 丈晴・田村 洋平 両監事、  
水野 晴夫 選挙管理委員長、太田 光三郎 (京都会)・河原 博行 (岡山会)・  
吉田 修 (佐賀会) 各単位会長



令和8年1月22日午後1時から理事会が開催された。  
本理事会では、以下の7議案について審議され、全7議案が審議された。

## 【 議 案 】

### 第1号議案 日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正(案)

令和7年度日本行政書士会連合会定時総会において会則の一部改正案が承認され、同年8月29日付けで総務大臣の認可を得た。これにより、令和9年4月1日から一会員当たりの会費月額が従来の1,000円から1,500円に変更になることから、これに適合させるべく会則施行規則を改正することの承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。ただし、第7条第1項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

### 日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<b>第3章 会 費</b> (会費の納入等) 第7条 単位会は、本会に対し、当該単位会所属の会員数(行政書士法人である会員を含む。以下本条において同じ。)に1,500円を乗じて得た金額の会費を毎月納入しなければならない。 [2~8 略]	<b>第3章 会 費</b> (会費の納入等) 第7条 単位会は、本会に対し、当該単位会所属の会員数(行政書士法人である会員を含む。以下本条において同じ。)に1,000円を乗じて得た金額の会費を毎月納入しなければならない。 [2~8 同左]
(会則の施行日) 第15条 令和7年8月29日に認可された改正会則第40条第2項第二号及び第44条第2項の規定については、令和8年2月2日から施行する。	[新設]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

## 第2号議案 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正(案)

会員処分の公表が留保された期間がある場合、現在の規定ではこれを本来の公表期間から除外する規定がなく、係争中などの理由により留保期間が長くなった場合に、公表することなく公表期限が到来してしまう事態が生じていることから、これを是正するため、また、公表期間の途中で公表を終了するケースを限定して規定することにより、処分公表中の会員が単位会を変更した場合であっても、そのことのみをもって公表終了とはならない(公表を継続する)ことをより明確にするべく同規則を一部改正することの承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。

### 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(都道府県知事による懲戒処分の公表)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第14条第一号、第14条の2第1項第一号又は同条第2項第一号の処分は、処分の日から1年</p> <p>二 法第14条第二号、第14条の2第1項第二号又は同条第2項第二号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年</p> <p>三 法第14条第三号又は第14条の2第1項第三号の処分は、処分の日から5年</p> <p>3 <u>前項の規定に関わらず、被処分者の登録が抹消された場合は、当該処分の公表は終了する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により公表を終了した処分に係る被処分者が再度行政書士の登録をした場合には、本会は、第2項に規定する公表の期間から、前項の規定に基づき公表を終了した日までの期間を除いた期間の範囲内で当該処分を公表することができるものとする。</u></p>	<p>(都道府県知事による懲戒処分の公表)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第14条第一号、第14条の2第1項第一号又は同条第2項第一号の処分は、処分の日から1年</p> <p>二 法第14条第二号、第14条の2第1項第二号又は同条第2項第二号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年</p> <p>三 法第14条第三号又は第14条の2第1項第三号の処分は、処分の日から5年</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>(単位会長による処分の公表)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 訓告処分は、処分の日から1年</p> <p>二 会員権の停止処分は、会員権の停止の日から期間終了の翌日より1年</p> <p>三 廃業勧告、解散勧告又は従たる事務所の廃止の勧告処分は、処分の日から5年</p> <p>3 <u>第2条第2項に基づき公表を留保した期間は、前項に定める期間には含まないものとする。</u></p> <p>4 <u>第5条第3項及び第4項の規定は、単位会長による処分の公表に準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第7条第2項」と、「被処分者の登録が抹消された場合は、」とあるのは「被処分者の登録が抹消された場合又は処分者により当該処分が取り消された場合は、」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第7条第4項において準用する第5条第3項」と、「第2項」とあるのは「第7条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(単位会長による処分の公表)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 訓告処分は、処分の日から1年</p> <p>二 会員権の停止処分は、会員権の停止の日から期間終了の翌日より1年</p> <p>三 廃業勧告、解散勧告又は従たる事務所の廃止の勧告処分は、処分の日から5年</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

第3号議案

日本行政書士会連合会事務局事務処理規則の一部改正（案）

電磁的記録による文書の受信及び決裁等の手続に関する規定を整備し、円滑に事務処理が行われるよう、同規則の一部を改正することの承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。

※新旧対照表は、省略します。

第4号議案

行政書士会補助者規則（準則）の一部改正（案）

行政書士会補助者規則（準則）に補助者章の返却に関する規定を追加するとともに、行政書士法の改正及び前回改正時に生じた条ずれを修正するため同規則の一部を改正することの承認が求められ、異議なしで可決された。

行政書士会補助者規則（準則）の一部改正（案）

新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であつて、会員が法第1条の3及び第1条の4に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する者をいう。</p>	<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であつて、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する者をいう。</p>
<p><b>(補助者の設置)</b>  <b>第3条</b> 会員は、法第1条の3及び第1条の4に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。</p>	<p><b>(補助者の設置)</b>  <b>第3条</b> 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。</p>
<p><b>(会員の責務)</b>  <b>第5条</b> 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。                  2 会員は、補助者を第20条に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。                  [3～5 略]</p>	<p><b>(会員の責務)</b>  <b>第5条</b> 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。                  2 会員は、補助者を第16条に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。                  [3～5 同左]</p>
<p><b>(補助者章)</b>  <b>第10条</b> 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者章を着用させなければならない。                  2 会員は、補助者を廃止したときは、当該補助者に着用させていた補助者章を返却させなければならない。</p>	<p><b>(補助者章)</b>  <b>第10条</b> 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者章を着用させなければならない。                  [新設]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

## 第5号議案

## 行政書士職務基本規則の一部改正（案）

行政書士法の改正に伴う条ずれに対応するべく同規則の一部改正が求められた。  
異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。

行政書士職務基本規則の一部改正（案）  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査請求等の迅速処理)</p> <p>第53条 特定行政書士は、法第1条の4第1項第二号に定める審査請求手続等（以下「審査請求手続等」という。）を受任した場合には、依頼者の権利が速やかに実現されるように努める。</p>	<p>(審査請求等の迅速処理)</p> <p>第53条 特定行政書士は、法第1条の3第1項第二号に定める審査請求手続等（以下「審査請求手続等」という。）を受任した場合には、依頼者の権利が速やかに実現されるように努める。</p>

## 第6号議案

## 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）

職務上請求書の郵送による申込みは、簡易書留郵便を利用することと規定されているが、簡易書留郵便に準ずる方法として、交付記録郵便とするレターパックプラスでの送付が可能となるよう、同規則の一部改正が求められた。

異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(郵送による購入申込み)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の申込みは、簡易書留郵便等を利用して、「購入申込書」、「誓約書」及び職務上請求書の使用済み控え綴りを郵送しなければならない。</p>	<p>(郵送による購入申込み)</p> <p>第26条 [同左]</p> <p>2 前項の申込みは、簡易書留郵便を利用して、「購入申込書」、「誓約書」及び職務上請求書の使用済み控え綴りを郵送しなければならない。</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

## 第7号議案

## 事務局職員就業規則の一部改正（案）

職員の待遇改善、資質向上等を目的とし、同規則の一部を改正することについて承認が求められた。  
異議なしで可決され、令和8年1月22日から施行することとした。

※新旧対照表は、省略します。

## 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画基本方針（案）について
- (2) 行政書士登録事務取扱規則の一部改正（案）について
- (3) 行政書士徽章等規則の一部改正（案）について

## 【報告事項】

- (1) 令和8年新年賀詞交歓会について
- (2) 情報セキュリティに関する取組について

## 【その他】

- (1) 宇賀克也元最高裁判所判事について
- (2) 昨今の動きに関する報告について

## 令和8年新年賀詞交歓会、

# 行政書士制度75周年・改正行政書士法施行記念講演会の開催報告

令和8年1月23日(金)、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)  
・日本行政書士政治連盟(以下「日政連」という。)  
・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」という。)  
共催による「令和8年新年賀詞交歓会」及び日行連主催による「行政書士制度75周年・改正行政書士法施行記念講演会」が、東京都港区虎ノ門のホテルオークラ東京において、盛大に開催されました。

行政書士会員を対象とした記念講演会は、田後専務理事の司会の下、宮本会長のあいさつにより開会し、片山さつき財務大臣から御祝辞を賜った後、行政書士制度を所管する総務省の小川康則自治行政局長による記念講演が行われました。

新年賀詞交歓会は、国会議員・関係省庁・友誼団体等からの御来賓を含め、600名を超える参加者を得て、古川総務部長及び川村日政連総務委員長の司会の下、原田副会長のことばで開会し、宮本会長・常住日政連会長・田後コスモス理事長の挨拶、御来賓祝辞と続いた後、乾杯が行われました。その後も多数の御来賓から挨拶を賜り、今後の行政書士の活躍に多くの期待の声をいただきました。

終始和やかな雰囲気の中、午後1時半、宮元日政連副会長による閉会のことばで盛会裡に終了しました。

(以下開催概要)

### 〈令和8年新年賀詞交歓会〉

#### ■主催者挨拶(概要)



宮本日行連会長 常住日政連会長 田後コスモス理事長

宮本会長は、まず新年の挨拶とともに新年賀詞交歓会の開催に際し、林総務大臣を始め多くの御来賓の皆様へ御参集いただいたことに対し謝辞を述べた。

続いて、行政書士制度が本年で75周年を迎えること、また、1月1日には昨年6月に成立した改正行政書士法が施行されたことについて触れ、先人の努力と会員各位の協力の賜物であるとして、改めて感謝の言葉が述べられた。

さらに、今般の法改正を受け、日行連は特定行政書士の増員や実務能力向上のための研修、報酬に係るガイドライン等の整備を行うとともに、各種電子申請手続における行政書士代理申請機能の実装といったデジタル社会への対応を図ること、また、大規模災害発生時の被災者支援活動などの社会貢献もより一層推進していく意向が示され、会員各位が国民の期待に応えられるよう、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、全力で取り組むとの決意が示された。

最後に御参集いただいた皆様の御健勝と御多幸を祈念し、挨拶を締めくくった。

常住日政連会長は、まず新年の挨拶とともに、新年賀詞交歓会の開催に際し、御参集いただいた行政書士制度推進議員連盟並びに懇話会の先生方と日政連顧問の皆様に対し感謝の意を述べた。

続いて、行政書士にとって悲願であったデジタル社会に寄与する行政書士法の改正及び施行について触れ、この法改正を実効性のあるものとし、会員各位の実務に反映していただくためにも組織率の向上を重要課題として取り組む旨が述べられた。

最後に、会員各位に対して、今回の法改正に御尽力いただいた国会議員の皆様への恩に報いるため、地元において行政書士制度を推進されている方々に対する御協力・御支援を強く求め、挨拶を締めくくった。

田後コスモス理事長は、新年の挨拶とともに、民法改正により成年後見制度が使いやすくなることについて触れ、今後、需要の高まりが見込まれるとして、行政書士の行う成年後見の活用を求めた。

また、行政書士は、今年も成年後見制度を通じて国民の権利利益の実現に真摯に取り組んでいくとの決意を示し、皆様の御健勝と御健康を祈念して、挨拶を締めくくった。

#### ■総務省代表挨拶(概要)



林総務大臣

林総務大臣はまず、新年賀詞交歓会が盛大に開催されることへの祝意を述べられた。続いて、行政書士が「頼れる街の法律家」として日頃から国民と行政の架け橋としての重要な役割を果たし、行政の円滑な運営に尽力していることに対し、感謝の意を表された。

さらに、今般の行政書士法改正によって、国民から行政書士の更なる活躍への期待が寄せられていることに触れ、社会全体がデジタル化する中においても、その専門的な知見をいかし、国民が日常生活においてデジタル化の恩恵を享受できるよう、オンラインによる行政手続等に不慣れな方々への積極的な支援をお願いしたい旨を述べられた。また、総務省としても行政書士制度の一層の充実と円滑な運用を期して、日行連との十分な連携を図っていききたいと述べられた。

結びに、日行連、日政連、コスモスの更なる発展と会員の健勝を祈念され、挨拶が締めくくられた。



賀詞交歓会会場

- 乾杯：遠田日行連相談役
- 中締め：岩崎日行連副会長
- 閉会のことば：宮元日政連副会長

### 〈行政書士制度 75 周年・改正行政書士法施行記念講演会〉

令和 8 年新年賀詞交歓会に先立ち、本年は、行政書士法が昭和 26 年 2 月 22 日に公布されて 75 周年という節目の年に当たり、また、奇しくも行政書士法の一部を改正する法律が 1 月 1 日に施行されたことから、これを記念するとともに、行政書士が今後も国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に寄与するという使命を果たしていく決意を新たにすため「行政書士制度 75 周年・改正行政書士法施行記念講演会」が開催されました。

講演会では、田後専務理事の司会進行の下、宮本会長のあいさつの後、公務御多忙の中、東京会会員でもある片山さつき財務大臣においでいただき、お祝いの言葉をいただきました。

続いて、行政書士制度を所管する総務省自治行政局の小川康則局長から「行政書士制度 75 年の歩みについて」と題して御講演いただきました。

小川局長からは、行政書士制度等の変遷、行政書士登録者数の推移と特性、行政書士の独占業務と主な取扱業務の変遷、災害発生時の被災者支援やマイナンバーカードの申請支援、成年後見や ADR などの行政書士の社会貢献の歩みと期待、昨年の行政書士法改正における国会での審議経過とその概要、行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について丁寧に御説明いただきました。

最後に、本誌 1 月号に掲載した林総務大臣と宮本会長の新春特別対談で林大臣から示された私たち行政書士に対する大きな期待についてもお話しいたいただき、大変有意義な講演会となりました。



片山財務大臣



小川自治行政局長



講演会会場

### ■令和 8 年新年賀詞交歓会御来賓（一部登壇者を掲載・順不同）

※肩書は賀詞交歓会開催時点のもの



石田 真敏 衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



片山 大介 参議院議員 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 幹事長



逢坂 誠二 衆議院議員 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



古川 元久 衆議院議員 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 会長



赤羽 一嘉 衆議院議員 公明党行政書士制度推進議員懇話会 会長



片山 さつき 財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）租税特別措置・補助金見直し担当



上野 賢一郎 厚生労働大臣



山下 雄平 農林水産副大臣



竹谷 とし子 公明党代表 参議院議員



青木 愛 立憲民主党 参議院議員

# 令和8年新年賀詞交歓会御来賓

(敬称略・順不同)

※役職等は賀詞交歓会開催時点のもの

## 【内閣】(代理出席含む)

林 芳正	片山 さつき	上野 賢一郎	金子 恭之	木原 稔	松本 尚	黄川田 仁志
------	--------	--------	-------	------	------	--------

## 【衆議院議員】(代理出席含む)

逢沢 一郎	岩田 和親	奥野 総一郎	神津 たけし	鈴木 英敬	土屋 品子	長谷川 淳二	松原 仁	山花 郁夫
赤羽 一嘉	岩屋 毅	落合 貴之	興水 恵一	鈴木 俊一	角田 秀穂	鳩山 紀一郎	松本 剛明	吉田 真次
東 国幹	上田 英徳	小淵 優子	小寺 裕雄	世耕 弘成	寺田 稔	平岡 秀夫	道下 大樹	吉田 宣弘
阿部 祐美子	白木 秀剛	海江田 万里	小宮山 泰子	宗野 創	富樫 博之	平沼 正二郎	御法川 信英	渡辺 創
池田 真紀	梅谷 守	河西 宏一	斎藤 鉄夫	高木 啓	永岡 桂子	平林 晃	武藤 容治	
池畑 浩太郎	江渡 聡徳	梶山 弘志	坂井 学	高松 智之	中川 康洋	福重 隆浩	村上 誠一郎	
石田 真敏	英利 アルフィヤ	金村 龍那	坂本 哲志	橋 慶一郎	長島 昭久	藤井 比早之	森山 浩行	
市来 伴子	大串 正樹	亀井 亜紀子	笹川 博義	田中 和徳	中西 健治	古川 元久	矢崎 聖太郎	
市村 浩一郎	逢坂 誠二	川原田 英世	佐藤 公治	田中 良生	西岡 秀子	堀内 詔子	山口 壯	
伊藤 達也	大塚 さゆり	岸田 文雄	佐藤 英道	田野瀬 太道	西村 智奈美	本庄 知史	山崎 誠	
井上 信治	大森 江里子	木原 誠二	篠田 奈保子	辻 清人	西村 康稔	本田 太郎	山崎 正恭	
井林 辰憲	小川 淳也	工藤 彰三	新谷 正義	津島 淳	野間 健	松田 功	山田 賢司	

## 【参議院議員】(代理出席含む)

青木 愛	井上 義行	川村 雄大	佐藤 啓	竹谷 とし子	西田 昌司	牧山 ひろえ	山下 雄平
青島 健太	猪口 邦子	北村 経夫	里見 隆治	谷合 正明	庭田 幸恵	松下 新平	山田 宏
朝日 健太郎	今井 絵理子	上月 良祐	塩村 あやか	司 隆史	野上 浩太郎	松村 祥史	山本 順三
有村 治子	岩本 剛人	古賀 之土	柴田 巧	鶴保 庸介	羽田 次郎	三浦 信祐	吉井 章
石井 浩郎	江島 潔	小西 洋之	清水 真人	堂込 麻紀子	平木 大作	三原 じゅん子	渡辺 猛之
石井 苗子	大家 敏志	小林 さやか	杉 久武	徳永 エリ	藤井 一博	宮崎 勝	
石川 博崇	加田 裕之	こやり 隆史	高木 真理	永井 学	船橋 利実	宮本 和宏	
磯崎 仁彦	片山 大介	斎藤 嘉隆	高橋 光男	中曾根 弘文	堀井 巖	宮本 周司	
伊藤 孝江	加藤 明良	櫻井 充	滝波 宏文	中西 祐介	舞立 昇治	山内 佳菜子	

## 【元衆議院議員】

元衆議院副議長 衛藤 征士郎  
 元衆議院議員 西川 公也  
 前衆議院議員 石井 啓一  
 前衆議院議員 鷲尾 英一郎

## 【元参議院議員】

前参議院議員 若松 謙維

## 【総務省】

総務審議官 阪本 克彦  
 大臣官房総括審議官 田中 聖也  
 官房審議官(大臣官房調整部門、行政管理局担当) (併)行政不服審査会事務局長 佐藤 紀明  
 自治行政局長 小川 康則  
 官房審議官(地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当) 坂越 健一  
 自治行政局行政課長 植田 昌也  
 自治行政局行政課理事官 堀 文彦  
 自治行政局行政課行政書士係長 鈴木 一駿  
 自治行政局行政課総務事務官 田口 裕矢  
 関東管区行政評価局 地域総括評価官 井上 隆彦  
 行政不服審査会事務局総務課長 津村 晃

## 【関係省庁・友誼団体等】

デジタル庁 戦略・組織グループ 省庁業務サービスグループ  
 デジタル庁 国民向けサービスグループ  
 復興庁 事務次官  
 出入国在留管理庁長官  
 農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ  
 農林水産省輸出・国際局知的財産課  
 農林水産省農村振興局農村政策部  
 国土交通省道路局道路交通管理課  
 国土交通省不動産・建設経済局  
 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課  
 国土交通省物流・自動車局自動車情報課  
 国土交通省物流・自動車局自動車情報課自動車登録デジタル化推進室  
 国土交通省物流・自動車局旅客課長  
 日本弁護士連合会  
 日本弁護士政治連盟  
 日本税理士政治連盟  
 日本土地家屋調査士会連合会  
 全国土地家屋調査士政治連盟  
 全国社会保険労務士会連合会

全国社会保険労務士政治連盟  
 日本公認会計士協会  
 日本公認会計士政治連盟  
 日本公証人連合会  
 一般社団法人日本海事代理士会  
 日本海事代理士政治連盟  
 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
 日本不動産鑑定士政治連盟  
 一般財団法人行政書士試験研究センター  
 公益財団法人入管協会  
 公益財団法人海外日系人協会  
 一般財団法人建設業振興基金  
 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
 一般財団法人建設業情報管理センター  
 一般社団法人全国建設業協会  
 一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会  
 全国建設労働組合総連合  
 公益社団法人日本不動産協会  
 一般社団法人行政情報システム研究所  
 一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
 一般社団法人全国自動車標協協議会  
 一般社団法人全国軽自動車協会連合会  
 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
 一般社団法人全国自家用自動車協会  
 公益財団法人自動車情報活用促進協会  
 一般社団法人日本マンション管理士会連合会  
 公益社団法人日本獣医師会  
 一般社団法人日本音楽著作権協会  
 一般社団法人日本写真著作権協会  
 一般社団法人日本レコード協会  
 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
 一般社団法人日本販売士協会  
 全国中小企業団体中央会  
 自由民主党本部 組織運動本部団体総局  
 自由民主党曹団  
 公明党団体渉外部  
 公明新聞  
 中華人民共和国駐日本国大使館特命全權大使  
 原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
 日本印刷株式会社  
 株式会社ハル  
 株式会社オープンアップシステム  
 株式会社東京リーガルマインド

株式会社東京法経学院  
 株式会社ワイズ  
 ワイズ公共データシステム株式会社  
 株式会社表現屋  
 株式会社日本政策金融公庫  
 レオス・キャピタルワークス株式会社  
 公益社団法人日本社会福祉士会  
 公益社団法人成年後見支援センターヘルプエ  
 NPO法人おかやま成年後見サポートセンター  
 大洗町長  
 東京海上日動火災保険株式会社  
 損害保険ジャパン株式会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 日本加除出版株式会社  
 株式会社きょうせい  
 株式会社大成出版社

## 【学識経験者・有識者】

弁護士・中央大学法務研究科教授 安念 潤司  
 公益社団法人日本複製権センター理事長 今村 哲也  
 弁護士・東京大学名誉教授 宇賀 克也  
 駒澤大学法学部教授 折橋 洋介  
 帝京大学 共通教育センター長・教授 木村 友久  
 元横浜商科大学教授 小川 二三夫  
 商業登記倶楽部代表理事 佐藤 純通  
 日本行政書士会連合会顧問弁護士 鳥山 半六  
 丸の内公証役場公証人 原 啓一郎  
 税理士・公益社団法人コスモ成年後見サポートセンター監事 樋渡 信也  
 弁護士・日本行政書士会連合会理事・公益社団法人コスモ成年後見サポートセンター理事 山本 修三  
 日本行政書士会連合会顧問弁護士 山脇 康嗣

## 【日本行政書士会連合会】

名誉会長 常任 豊  
 相談役 遠田 和夫  
 相談役 佐々木 政勝  
 相談役 相羽 利子  
 相談役 高尾 明仁

## 【日本行政書士政治連盟】

顧問・前衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟前会長 野田 毅  
 顧問・前衆議院議員 公明党行政書士制度推進議員懇話会前会長 石田 祝稔  
 顧問・前衆議院副議長 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟前会長 赤松 広隆  
 顧問・元参議院議員 山東 昭子

## 特別倫理研修

## 令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

&lt;申請取次行政書士管理委員会・中央研修所&gt;

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませよう願います。

## 各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



## 令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和8年4月10日(金) ～4月20日(月)	令和8年 2月上旬	令和8年2月27日(金) ～3月5日(木)	令和8年 5月7日(木)	令和8年 5月13日(水)
事務研修会 (新規)	6月16日(火) ～6月26日(金)	4月中旬	5月7日(木) ～5月13日(水)	7月17日(金)	-
実務研修会 (更新)	7月14日(火) ～7月24日(金)	5月中旬	6月2日(火) ～6月8日(月)	8月6日(木)	8月18日(火)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

## ○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

## ○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

## ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

# 建設業セミナー2026 開催のお知らせ

<中央研修所・許認可業務部>

この度、許認可業務部 建設・環境部門において、来る令和8年4月13日（月）にワイズ公共データシステム株式会社との共催で、行政書士、建設業者及び関連団体の皆様向けのセミナーを開催することとなりました。

建設産業は、「第三次・担い手3法」の施行を契機として、働き方改革等による担い手の確保、生産性の向上、地域における対応力の強化など、建設業者に求められる役割や課題が大きく変化しています。また、行政書士が関与する経営事項審査においても改正が予定されています。

今回は国土交通省 不動産・建設経済局の楠田幹人局長を始めとする講師の皆様に御講演いただくことで、建設業界の最新動向や課題への理解を深め、今後の行政書士業務にいかしていただくことを目的とします。

本セミナーはPCやスマートフォン等で視聴できるオンライン配信のほか、会場での参加（定員あり）も募集いたします。皆様の御参加をお待ちしています。

※詳細等につきましては、日行連ホームページに掲載しています。

## 「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



# 令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項

## <中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の4第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の4第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

### 研修概要

#### 1 受講資格

行政書士

（申込み時点において、行政書士名簿に登録されている者）

#### 2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

##### (1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉 令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 【約1時間×18コマ】
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の概説	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

##### (2) 考査

令和8年10月18日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政法」（弘文堂刊）、「行政書士のための要件事実の基礎」（日本評論社刊））の内容の理解を問う出題です。

なお、令和8年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

※令和8年度からサブテキストが「行政法【第7版】」に変更となりました。旧年度の教材をお持ちの方は御注意ください。

#### 3 申込みについて

##### (1) 申込期間

令和8年4月1日（水）9：00～

令和8年6月19日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

##### (2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申し込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

#### 4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、24ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

#### 5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

#### 6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

#### 7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

## 研修における諸注意

### 講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、お申し込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和8年7月17日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政法【第7版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、「行政法【第7版】」のみの送付となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く。）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」にのっとりビデオ講義を視聴してください。

### 考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位数、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

### 考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を済ませてください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
  - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の席に着席してください。
  - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
  - ・帽子類（フード等を含む）の着用は、試験当日の本人確認が困難になりますので認めません。着用が必要な特別な事情等ございましたら、事前に本会事務局研修課まで御確認ください。
  - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。

- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

### 結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位数を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

### 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

### 個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等に必要範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

### その他

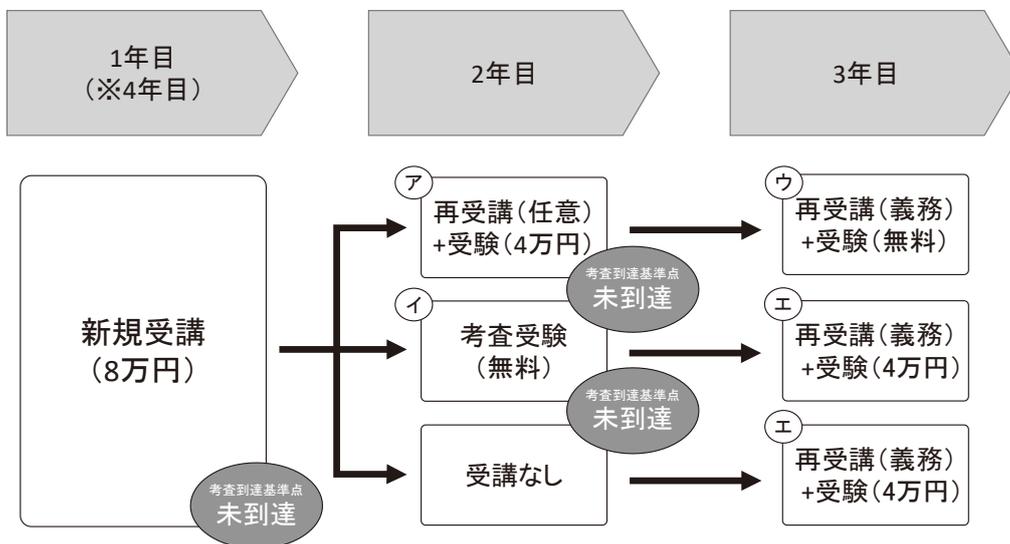
- (1) お申し込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

### お問合せ・御連絡先

- |  |              |
|--|--------------|
| ○本研修のお申し込み手続に係る御照会<br>(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会<br>日行連事務局研修課                 | 03-6435-7330 |

### 〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申し込みが必要となりますので御留意ください。



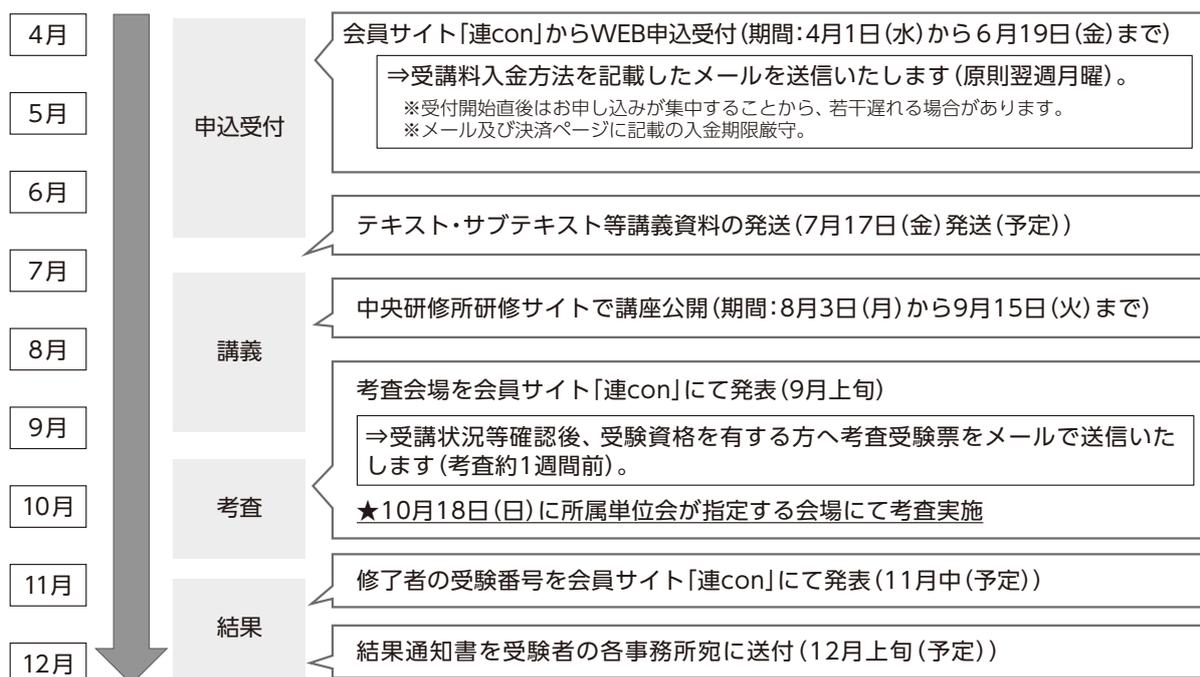
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目にお申し込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申し込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉑～㉓のいずれかを選択してください。

※2年目の㉑については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を修了したものとし、考査を受験することができます。

### 〈令和8年度特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



## 〈WEB 申込手順〉

### 1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

### 2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和8年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

### 3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申し込みをしてください。

### 4 受講料の支払い

申し込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

## 〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

# 特定行政書士ブラッシュアップ研修の御案内

## <中央研修所>

中央研修所では、特定行政書士制度発足当初の平成27年度から、特定行政書士となられた方を対象に、より実践的な知識を修得していただくことを目的に、中央研修所研修サイトを利用したビデオ・オン・デマンド方式で「特定行政書士ブラッシュアップ研修」を開催しています。

弁護士として行政事件を中心に取り扱われている水野泰孝弁護士を講師に迎え、これまでに八つの講座を制作・公開し、大変多くの好評をいただいています。

そこで、令和7年度も引き続き水野泰孝弁護士を講師に迎え、①〈実践編〉具体的事例を通して、審査請求の手続を確認し行政法的思考を学ぶ、②〈基礎・理論編〉審査請求のイロハ（全3回）—第1回：審査請求書の提出から審理員審理の開始まで—の講座を新たに開設する予定です。

詳細につきましては、令和8年3月末日頃までに会員サイト「連 con」に別途案内を掲載いたしますので、この機会に是非御視聴ください。

**研修内容** 身構えることなく、また、抵抗感なく、審査請求を使いこなすことができるようになることを目的としています。①は実践的な研修であり、具体的事例を通して、審査請求の手続を確認するとともに、行政と争うに当たっての行政法的思考を学びます。②は確認の意味も含めて基礎・理論を学ぶ研修であり、全3回の構成になっています（本年度はこのうちの1回目です）。

**講師** 水野 泰孝 弁護士

**受講料** 無料

**受講方法** 中央研修所研修サイトにログインし、御受講ください。



← 2次元コードから中央研修所研修サイトにアクセスすることができます。

URL : <https://gyosei.informationstar.jp/>

### ～ 講師紹介 ～



水野 泰孝 弁護士

【経歴・活動】※令和8年3月時点

(現 職) 日本弁護士連合会行政問題対応センター事務局長  
水野泰孝法律事務所代表弁護士

(過 去) 早稲田大学大学院法務研究科准教授（任期付き、実務家教員）令和6年3月まで

(活 動) 日々の弁護士業務の中心として行政事件を取り扱う。住民・国民側の代理人のみならず、行政側の代理人や顧問弁護士、非常勤職員、各種委員など、立場を問わずに、行政事件・行政問題に関与する。東京都の特別区での審理員の経験があり、多くの審査請求の代理人も務める。

(著 作) 「自治体の審理手続に役立つ実務 Q & A」（共著／第一法規／2024年）  
「行政不服審査法の実務と書式（第2版）」（共著／民事法研究会／2020年）

皆様は各業法に通暁しており、行政不服審査法も一通り学んでいるのですから、いつでも実践できるはずです。とはいえ、やったことがない手続、行政と争う手続に抵抗感があることも理解できます。本研修を通して、皆様の背中を一押しして、「面白そう、やってみよう」というマインドに切り替えてまいります。

# 本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について

<広報部>

「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号）が令和8年1月1日から施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されることに伴って、国民からの行政不服申立ての代理業務の需要が一層高まることが予想されることから、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」の項目を追加いたしました。

特定行政書士の付記を受けた会員が、令和8年1月1日以降、会員専用サイト「連con」にログインすると「マイページ」の編集画面内の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」のチェックボックスが表示され、登録が可能になりましたので、その登録方法について、次のとおり御案内いたします。

## 追加場所

日本行政書士会連合会  
 行政書士とは | こんなときにご相談を | 日行連について | 日行連の活動

行政書士会員検索

行政書士会員検索 | 法人会員検索

名前から探す

氏名  
漢字、フリガナまたは英字（例：行政 太郎）  
※姓名の際はスペースをご入力ください。  
※フリガナ、英字は全角でご入力ください。

取扱い業務から探す

主な取扱い業務

<input type="checkbox"/> 農地・土地開発	<input type="checkbox"/> 建設業・経審	<input type="checkbox"/> 社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/> 会社・法人
<input type="checkbox"/> 運送・自動車	<input type="checkbox"/> 遺言・相続・遺産分割	<input type="checkbox"/> 外国人関連	<input type="checkbox"/> 知的財産
<input type="checkbox"/> 中小企業支援	<input type="checkbox"/> 風俗・各種営業	<input type="checkbox"/> 産業廃棄・環境	<input type="checkbox"/> 権利義務・事実証明
<input checked="" type="checkbox"/> 行政不服申立て			

行政不服申立て

## 登録方法（連con）

※特定行政書士の付記を受けた会員のみ

連con  
 日行連ホームページ | 研修サイト | ログアウト

氏名 のプロフィール

マイページ

変更する

登録情報

氏名

ログインID

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

④「保存」をクリックする。

③下にスクロールし「主な取扱い業務」の「行政不服申立て」の左のチェックボックスにチェックを入れる。

登録年月日 | 平均 | 印刷 | 印刷

事務所の名称

主な取扱い業務

<input type="checkbox"/> 農地・土地開発	<input type="checkbox"/> 建設業・経審
<input type="checkbox"/> 社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/> 会社・法人
<input type="checkbox"/> 運送・自動車	<input type="checkbox"/> 遺言・相続・遺産分割
<input type="checkbox"/> 外国人関連	<input type="checkbox"/> 知的財産
<input type="checkbox"/> 中小企業支援	<input type="checkbox"/> 風俗・各種営業
<input type="checkbox"/> 産業廃棄・環境	<input type="checkbox"/> 権利義務・事実証明
<input checked="" type="checkbox"/> 行政不服申立て	

URL

保存

## 重要なお知らせ

## 一般倫理研修受講について

&lt;総務部・中央研修所&gt;

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

## 1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例:令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで)。

## 【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例:令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日)

## 2 受講方法

## ①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ( <https://www.gyosei.or.jp/> )にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



## ②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。  
 <<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>>  
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル  
 <<< 一般倫理研修マニュアル >>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。  
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方  
 通知したパスワードの期限が切れた方  
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。  
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

## ③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」  
 日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)  
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



**注意**

**【令和8年4月1日以降、現在配信されている一般倫理研修は視聴できなくなります。】**

令和8年4月1日に一般倫理研修の内容のリニューアルを行う予定です。それに伴い、現在配信している一般倫理研修(令和7年収録)は令和8年3月30日をもって、配信を停止いたします。そのため、令和8年4月1日以降は、一般倫理研修(令和7年収録)が受講途中であったとしても、それ以降の受講ができなくなってしまいます。現在、受講途中の方につきましては、令和8年3月30日までに修了証発行ボタンをクリックし、修了されますようお願いいたします。

なお、一般倫理研修(令和7年収録)の修了証については、令和8年4月1日以降も学習履歴から出力することができます。

**【修了証の表示方法】**

①中央研修所研修サイトにログイン後、「学習履歴」をクリックしてください。

②学習履歴の中の修了証表示ボタンをクリックしてください。  
※一般倫理研修を修了していない場合、修了証表示ボタンは表示されません。

## 登録委員会からのお知らせ

**重要** 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- 上記において、行政書士法人に所属する会員(社員又は使用人)の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

## 重要なお知らせ

## 「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

&lt;広報部&gt;

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

# Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

北海道

行政書士会

## 北海道大学での外国人留学生対象の 合同企業説明会に参加



令和7年12月5日、北海道大学クラーク会館において、札幌商工会議所主催、北海道大学キャリアセンターと札幌市の共催にて実施された「北海道大学合同企業説明会」に、北海道会の業務部外国人サポートセンターの委員が相談員として参加しました。

会場には民間企業等から15社が出展し、北海道大学に在籍する外国人留学生や既卒留学生等が相談に訪れました。行政書士の相談員は、相談ブースにて留学生や企業関係者の相談に対応しました。

本年大学を卒業する外国人留学生達は、現在の留学の在留資格からほかの在留資格への在留資格変更許可申請に関するを中心に、相談員の丁寧な説明に真剣に聞き入っていました。今回は、出展企業以外の民間企業からの相談にもアドバイスをを行い、社会貢献の一環として有効な活動を行う機会となりました。

同時に、行政書士業務パンフレットや広報グッズ等を配布し、申請取次行政書士が外国人に係る業務を行っていることを周知しました。



奈良県

行政書士会

## 大阪出入国在留管理局と奈良県が主催する 「外国人のための無料なんでも相談会」に参加



令和7年12月12日に大阪出入国在留管理局と奈良県が主催する「外国人のための無料なんでも相談会」に相談員として参加しました。この相談会は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」に基づき、関係機関が連携協力して相談に対応し、外国人と外国人雇用企業等からの相談をワンストップで受け、通訳人を介した多言語対応により、相談者の負担軽減、行政サービス等の向上を図ることを目的としています。

奈良県では初めての開催でしたが、20件程度の相談数に対応し、奈良会の相談員は外国人雇用と永住申請等の相談に対応しました。また、ほかに参加していた九つの団体と交流を深める良い機会にもなりました。

今後、日本に在留する外国人の増加に伴い相談が増え、内容も多様化してくると思われます。在留資格の手続きを中心に、生活の困り事、起業等ビジネスについても行政書士に御相談いただけるよう、このような相談会に積極的に関わってまいります。



## 兵庫県

行政書士会

## 西兵庫信用金庫と「包括的連携に関する協定」を締結



令和7年12月17日、西兵庫信用金庫と兵庫会は包括的連携に関する協定を締結しました。

本協定は西兵庫信用金庫と当会との包括的な連携の下、地域の活性化と産業の振興を図るため、相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

主な連携・協力内容として、相続・遺言、許認可申請、農地転用、外国人在留手続、補助金申請、成年後見などの分野において、行政書士による相談対応や専門家の派遣を行い、また西兵庫信用金庫と当会、双方が有するネットワークやリソースを相互に活用し、販路拡大やビジネスマッチングなど、地域の中小企業に対する支援体制を強化します。さらに、双方が開催する職員・会員向けの研修やセミナー等に対し、相互に講師を派遣し、金融実務と法務知識のノウハウを共有することで、人材育成と資質向上を図ります。

本協定を通じて、西兵庫信用金庫の地域に根ざしたネットワークと行政書士の専門知識を連携させ、両者が相互に専門的なサポートを提供することで地域の皆様が抱える課題に寄り添いながら、ワンストップで支援できる体制を整え、より迅速かつ効果的な課題解決を実現させてまいります。



## 福井県

行政書士会

終活イベント「福井市しあわせ終活フェスタ」に  
専門相談員として参加

令和8年1月17日、福井市主催の終活イベント「福井市しあわせ終活フェスタ」が福井市のショッピングシティベルあじさいホールで開催され、福井会の社会貢献部が終活に関連する専門相談員としてブースを出展しました。

福井市地域包括ケア推進課では若手職員が中心となって「福井市終活支援プロジェクト」を立ち上げており、昨年6月に様々な終活関連業者が集まって終活意見交換会を開催し、当会も参加しました。その中で市民への普及啓発イベントの必要性が提案され、今回の終活フェスタの開催となりました。

参加事業者は、医療・介護関係、保険、葬儀、遺品整理、身元保証、墓石、散骨など多岐にわたり、イベントまでに打合せを重ねてきました。その中で、「通夜カフェを開催したらどう？」とか「終活ゆるキャラを作ったら？」など、士業同士では出てこないアイデアに刺激を受けました。

当日は入棺体験やメモリアルフォト（遺影撮影）、エンディングノートの書き方講座があり、市民250名の来場がありました。当会は事前申込で相談を受けましたが、やはり相続や遺言についての相談が多くを占めました。皆さん「終活を進められそう、ありがとう」とおっしゃって、お帰りになりました。

福井市の終活支援に関わって市民の皆様のお役に立てたことが何よりです。これからも積極的に参加していきます！



# 秋桜日記

## ～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

### 主な登場人物

#### 中島 涼介 (31 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 4 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

#### 本田 菜 (26 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

#### 山田 賢人 (55 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

#### 山田 麻衣 (26 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

#### 平根 正夫 (44 歳) 山田事務所に所属する行政書士

山田事務所の社員行政書士。社会人としての経験を活かし、即戦力として活躍中。

た。いつの間にか仕事が忙しくなってくると、仕事がない不安より、仕事に追われる不満が出てくるとは、つくづく人間とはわがままだ。そんなことを考えながら家に着くと、同棲中の婚約者である菜が満面の笑みで迎えてくれた。

「おっかえりー！ 届いてるよ。」

そう言って手渡された小さな袋を開けてみた。それは、注文していた特定行政書士バッジだった。

恐る恐る箱の蓋を開けてみると、そこには普通の行政書士バッジとは明らかに大ききの異なる金色のバッジが輝いていた。

「大きいね。すごいじゃん。」

隣で覗き込む菜が感心したようにバッジを手にとった。その重さを確かめるように手のひらに乗せてから、中島の手に渡した。

注文書にあったイメージ図を見たときには、大ききの違いはさほどないように思っていたが、実際に手に取ってみると、金色に輝くずっしりとした重量感に驚いた。前に山田事務所で見た山田先生が付けていた特定行政書士バッジは、山田先生独自の手入れのおかげか、銀の下地が風格を漂わせていた。そのためすっかりと馴染んでいたのも、そこまで大きい印象はなかったが、これは違う。ピッカピカの金バッジだ。大きいし、しかも厚い。

「ねえ、ジャケットに着けてみてよ。」

菜に促されてジャケットのフラワーホールに着けてみた。

「おー。」「おー。」思わず二人で声が出た。

鏡で見ると、確かにバッジが目立っていた。その重さは、ただのバッジの重さではなく、これまでの行政書士の歴史が持つ重みそのもののような気がした。

「そういえば、帰ってきたとき、なんか落ち込んでるっていうか、悩んでる様子だったけど、大丈夫？」

「あー、なんだっけ。ちょっと忙しくてストレスが溜まったのかもな。でも、このバッジを見たら、元気が湧いてきたよ。御飯食べたら、もうひと頑張りするよ。」

「頑張って。でも、無理しないでね。」

仕事がないことを悩み、仕事があれば不満を言う、そんな自分を特定行政書士バッジがいさめて励ましてくれた。

「さあ、明日は平根先生に会いに、朝から出張だ。」

翌朝一番の特急電車のグリーン車に乗り込んだ中島の胸元には、金色に輝くバッジが光っている。

中島が向かったのは、山田事務所が法人化に伴って設置

### 第二十五話：～金色の輝き～

師匠である山田先生と事務所で打合せをした後、役所を回って証明書類を集めたりしているうちに、あっという間に一日が終わってしまった。最近では、書類作成をするのは、夕飯を食べた後から深夜にかけての時間となるのが日課になっていた。

家に帰ってから仕事が残っているというのは、やはり気が重い。中島も行政書士の仕事が忙しくなってきた頃、仕事からの解放感がないことで気が沈んだ時期があった。

久しぶりに会ったサラリーマンの友達は、「会社から退勤すれば後は自由で、基本的に上司からの連絡もないからアフター5は自分の趣味の時間だよ。」と言っていた。

行政書士となったばかりの時期は、仕事もなく将来への不安もあったが、バリバリ働く先輩行政書士の姿に憧れもし

した支店がある街だ。北関東の県庁所在地であり、支店の代表である平根先生の実家がある街でもある。

電車で1時間ほどで到着した駅の改札を出ると、平根先生が手を振って待っていた。

「やあ、中島先生、お久しぶりです。」

「平根先生も、御無沙汰してしまって。お元気そうでなによりです。」

挨拶をしながら、お互いの胸元に光る金色のバッジを見合った。

「平根先生も特定を取られたんですね。」

駅の駐車場に停めてあった平根先生の車に乗り込みながら、特定行政書士の研修のことや、最近の山田先生たちの様子など、同業者ならではの会話が弾んだ。

「まずは、うちの事務所で打合せをしましょう。」

平根先生が代表を務める行政書士法人山田事務所の支店に案内された中島は少し驚いた。広い住宅の敷地の一角に、小さいながらも立派な造りの建物があり、そこが事務所だったからだ。

実家だという建物の敷地の広さにも驚いたが、事務所の中に入ってみると、補助者と思われるスタッフが3名もいた。ベテラン風の女性スタッフと、若い男女のスタッフは、中島の姿を見るなり一斉に立ち上がって挨拶をした。

その様子の中島は思わずたじろいでしまった。

「さあ、中島先生、こちらへどうぞ。」

案内されたのは、パーテーションで区切られた応接室兼会議室だった。大きめの机と6人は座れる椅子、ホワイトボードなどが整然とセットされた、正に会議室だ。

「すごいですね。正直驚きました。」

キョロキョロと周りを見回す中島を見て、平根先生が思わず吹き出した。

「何言ってるんですか。田舎だといろいろと費用が掛からないんですよ。これくらいの事務所はむしろ小さいほうですから。」

謙遜する平根先生の話は、にわかには信じられなかった。都会に暮らす中島にとって、事務所を借りることすら冒険に近い経験だった。自宅で開業することも可能であるし、携帯電話とインターネットが繋がれば、どこでも仕事ができる時代である。

また、公共交通機関が充実している都会で、自家用車を所有する必要も感じていなかった中島にとって、平根事務所の駐車場に停まっている車の数が、一人一台であることも驚きだった。

「県庁所在地といっても、やはり地方都市は人口減少もあり、以前のような景気を取り戻すのは本当に難しいと感じています。親の介護を見据えて実家に帰ることにしたんですが、親はまだまだ元気いっぱいなので、しばらく仕事に集中できそうです。それで、思い切って前職の退職金を注ぎ込んで、事務所を建てました。」

そう言ってお茶を飲む平根先生は、随分と大人に見えた。行政書士としては、ほぼ同期であり、山田事務所で会ったと

きには新人の雰囲気があった。それがいつの間にか大きな差をつけられていた。

「いや、参りました。平根先生、どうか今回の案件について、御指導のほどよろしく願いいたします。」

恭しく頭を下げた中島を見て、またしても平根先生が吹き出した。

今回の出張の経緯については、山田事務所の山田先生を含めたりモート会議で大体の内容は共有していた。案件としては、産業廃棄物中間処理施設の新規許可の取得であった。山田事務所が受任した案件で、設置予定地に近い平根先生が担当することになった。平根先生にとっても初めて取り組む案件ということもあり、中島もサポートすることになったというわけだ。

「サポートといっても、私も勉強しながらなので、足を引っ張らないように頑張ります。」

「いやいや、いくら山田先生がついているとはいえ、私だけでは不安です。中島先生と一緒に関わっているだけで、とても心強いです。では、早速ですが、打合せを始めましょう。」

会議用の大きな机の上に、資料をとり込んだ厚いファイルと、大きな地図を広げながら、二人は作戦会議を始めた。

事前に平根先生が確認した県庁や市役所の担当者の名刺、関係法令やホームページからダウンロードした手引などを見ながら、これからの作業内容を洗い出していると、時間があっという間に過ぎた。

「先生、そろそろアポイントの時間ですが、その前にお昼を済ませてください。」

ドアをノックしながらベテラン風の女性スタッフが、お茶とお弁当を持って入ってきた。

手際良くテーブルを片付けると、近所の料理店の仕出し弁当と味噌汁のお椀を並べた。蓋を開けると立派な幕の内弁当だった。

「さあ、簡単なもので申し訳ありませんが、時間がないので今日のところはこれで御勘弁ください。」

普段は駅の立ち食いそばや、ファストフード店で済ませる中島にとって、こんな立派な昼食は久々であった。しかも自分と同じ行政書士の事務所だ。

「田舎だから、食材も安いんですけど、新鮮で美味しいのでよく利用しているんですよ。」

刺身と牛ステーキが詰まった弁当を前に謙遜する平根先生に、中島はまたしても大きなカルチャーショックを受けていた。

「まだまだ仕事、頑張るぞ。」

中島は胸に輝く金色のバッジに強く誓った。

若手特定行政書士達の奮闘は続く。第二十六話、乞う御期待！



# VOD紹介「認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて」 ～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は業務研修〈風俗・福祉・各種営業〉講座の中から、「認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて」を紹介します。

本研修は認可地縁制度に係る制度概要と認可手続きについて御説明いただいております。認可後に必要な諸手続や団体の運営についての注意点などが解説されています。各地方では自治会等に参加する人が減っているなどの様々な問題点が出てきています。こうした現状において「街の法律家」である行政書士が、地域社会に貢献し活躍できる場面があると考えられます。

行政書士が、地域社会の発展に寄与するための一助となる内容です。この機会に是非御視聴ください。

## ● 研修情報 ●

✍ 講師プロフィール（役職は収録当時のものです）  
総務省 自治行政局 市町村課 課長補佐  
**酒井 哲也 様**

✍ 講義時間  
**約1時間**  
✍ 受講料  
**無料**

## ● 研修のポイント

1. 地縁による団体（自治会・町内会等）について  
地縁による団体の説明と現在の自治会・町内会の現状を説明しています。
2. 認可地縁団体制度の概要、最近の制度改正事項等  
権利能力（法人格）を取得する制度として地方自治法による認可地縁団体制度の解説と現在の状況を説明しています。
3. 認可要件の基本的考え方  
規約を定めていることが要件とされ、規約には指定の事項が定められていることや、その他基本的な考え方などを丁寧に解説しています。
4. 地縁による団体の認可申請手続  
認可申請の手続をフローチャートに沿って説明し、認可申請書や規約、その他注意点を解説しています。
5. 認可後の地縁による団体（ガバナンス・解散・清算）  
総会における事業報告や決算報告等のガバナンスについて説明、解散・清算等の地方自治法による手続規定を説明しています。
6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例  
不動産登記法の特例制度の概要、申請手続に当たっての書類のポイントについて説明しています。
7. 地域コミュニティに関するトピックス  
地域コミュニティに関する研究報告会報告書等を解説しています。

## 《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修>風俗・福祉・各種営業>〈風俗・福祉・各種営業〉認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて」を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイト二次元コード



# 本会ホームページの行政書士会員検索への「主な取扱い業務」の登録についての御案内

会員専用サイト「連con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連conの「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連conにログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連con）

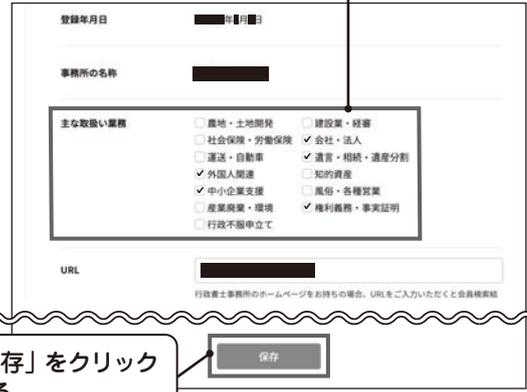
https://www.gyosei.or.jp/user/login



①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。



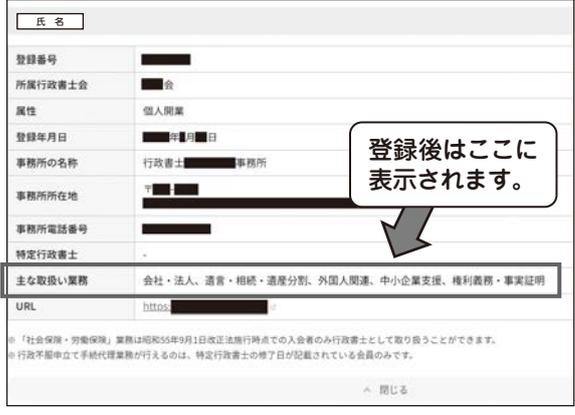
④「保存」をクリックする。

## 掲載場所（ホームページ）



①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。



登録後はここに表示されます。

7日

水

**登録委員会****【登録審査】**

- (1) 審査件数(69件)
- (2) その他

15日

木

**企業支援部門会議****【協議事項】**

- (1) 本年度事業計画及び予算執行等の確認について
- (2) 単位会からの照会事項について
- (3) 改正行政書士法に係る企業からの問合せについて
- (4) 日本政策金融公庫コラム記事(4月号)の執筆について
- (5) 企業支援部門オンラインセミナーについて(報告)
- (6) 中小企業庁来訪結果について(報告)
- (7) 企業支援部門4種チラシの件について
- (8) 次年度事業計画及び事業予算について
- (9) その他

20日

火

**登録委員会****【登録審査】**

- (1) 審査件数(103件)
- (2) その他

21日

水

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項について
- (2) その他

**常任理事会****【合議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 「建設業法施行規則」の一部改正案に関するパブリックコメントについて
- (3) 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件」の一部改正案に関するパブリックコメントについて

22日

木

**大規模災害対策本部会議****【協議事項】**

- (1) 被災者支援活動報告書に基づく支援金の支給について
- (2) その他

**法改正推進本部会議****【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

**理事会****【議案】**

- 第1号議案 日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正(案)
- 第2号議案 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正(案)
- 第3号議案 日本行政書士会連合会事務局事務処理規則の一部改正(案)
- 第4号議案 行政書士会補助者規則(準則)の一部改正(案)
- 第5号議案 行政書士職務基本規則の一部改正(案)
- 第6号議案 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)
- 第7号議案 事務局職員就業規則の一部改正(案)

23日

金

**新年賀詞交歓会**

26日

月

**知的財産部門会議(～27日)****【協議事項】**

- (1) 本年度事業報告案について
- (2) 次年度事業計画・予算案について
- (3) 次年度農水知財に関するオンラインセミナーについて
- (4) 著作権普及啓発実践内容方法研究会について
- (5) 日本地理的表示協議会への対応報告について
- (6) 日本政策金融公庫コラム記事(4月号)の執筆について
- (7) その他

28日

水

**全国広報担当者会議****広報部会(～29日)****【協議事項】**

- (1) 全国広報担当者会議の対応について
- (2) 本年度事業報告案及び次年度事業計画案・予算案等について
- (3) 制度PRポスターについて
- (4) 月刊日本行政について
- (5) 行政書士制度広報月間について
- (6) ホームページについて
- (7) 行政書士記念日事業について
- (8) その他

**法教育推進委員会****【協議事項】**

- (1) 本年度事業報告(案)について
- (2) 次年度事業計画・予算(案)について
- (3) おしごと年鑑について
- (4) その他

**許認可業務部****農地・土地利用部門会議****【協議事項】**

- (1) 農水大臣訪問の報告及び省庁訪問の予定について
- (2) 農業経営人材の育成に向けた官民協議会について
- (3) 農地法に係る手続に関する単位会へのアンケートの結果について
- (4) VODコンテンツの収録について
- (5) 令和8年度事業計画・予算、令和7年度事業報告について
- (6) 単位会からの照会について
- (7) 担当者会議について
- (8) 日行連ホームページの修正について
- (9) その他

29日

木

**中央研修所正副所長会議****【協議事項】**

- (1) 次年度事業計画案・予算案について
- (2) 各研修事業の推進について
- (3) その他

## 登録委員会からのお知らせ

### 行政書士業務を廃業される方へ

行政書士は、「その業を廃止しようとするとき」は、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届け出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日と規定されています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃業を予定されている方は、廃業希望日が決まった場合には、事前に所属の行政書士会に御連絡になり、その案内に従って、所定の届出書を提出するようお願いいたします。なお、廃業希望日を月末とされる場合には、届出書が当該月内に所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達する必要があります。手続に際しては必ず事前に所属の行政書士会に日程等を御確認ください。

※行政書士業務の廃業を希望する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合には、上記規則により抹消日が翌月となり、所属の行政書士会の翌月分の会費が発生しますので御注意ください。



# コスモス Information

## 設立 15 周年を迎えて ～振り返ってみて思うこと、そしてこれから～

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター  
常任理事（総務・財務委員長） 木原 早智子



コスモス成年後見サポートセンターは、お陰様で、令和7年8月4日をもちまして設立15周年を迎えました。成年後見制度の利用者を支援する全国組織の法人としては出遅れたスタートでしたが、少しずつでも確実に法人として成長してきたことを今ようやく実感しています。

私が初めて当法人の理事に就任したのは平成27年10月でしたが、その頃を思い返すと、本部執行部の運営は決して順調なものではなかったと感じます。全国組織のデメリットでもあるのですが、事業運営のために会議を持つのに時間と経費が掛かることから、なかなか協議の機会が持てず、事業の遂行が円滑に進まないのは、当時はやむを得なかったのでしょう。私は1期2年で一旦理事を退任し、令和元年10月、再び理事に選任されました。今度は業務執行理事（現・常任理事）として総務・財務委員長に任命され、法人運営の中枢に加わることとなったのですが、その頃の状況はまだ大きく変化しておらず、とにかく一つの事案を検討するにも時間が掛かり、時間が掛かれば日常の自分の業務等に追われてしまって、当該事案に対する意識が薄れてしまうような日々だったような気がします。もちろん会議以外にもメーリングリストでの意見交換・情報交換は可能でしたが、やはりメールではそれほど活発な協議が交わされるものではありません。そんな状態ですので、事業の改善に着手する余裕はまだなく、その結果として課題は山積していく一方だと思われました。

しかしその後、状況は大きく変わり始めます。新型コロナウイルス感染症の蔓延、いわゆるコロナ禍に突

入し、世間の流れに違わず当法人でもオンライン会議が導入されました。これにより、全国から東京へ集まらなくても会議を行うことができるようになり、まずはいくつかの委員会で実施し、令和2年4月からは調整会議（現・常任理事会）でもオンライン会議をスタートさせました。また翌年にはグループウェアアプリの利用を開始し、アプリのトーク機能によって日々の意見交換・伝達が格段にスピードアップしたのです。さらには、スケジュール管理や文書共有管理、経費精算、掲示板などの多数の経営支援機能を持つグループウェアも導入しました。今では会議は1、2か月に1度は開催されますし、二つのグループウェアを使い分け、いつでもどこでも情報共有・意見交換ができるようになりました。こうして、急激に法人運営はスピードアップし、私たち執行部の負担が増大しながらも多くの事業の遂行・改善に取り組める体制が整ったわけですが、法人（本部）として解消すべき課題は次々と湧き上がってなかなか減らず、当法人はまだまだ過渡期的なのだろうと思いつつ業務執行しているところです。

私は令和7年10月の定時社員総会において理事に再任され、理事会を経て今期で4度目となる総務・財務委員長を拝命しました。いつのまにか長期在任となっており、そろそろ後進に席を譲らねばという思いは強くなっていますが、力不足の私が長きにわたって総務・財務委員長の職に就いているのは、ちょうどこの間、総務・財務面において継続性をもって進めなければならぬ課題が多かったための居残りなのだと思います。例えば、新しい委員会が二つ設置され、組織体制が変更されました。また、グループウェアや電

子決済システムの導入、会計ソフトの全国的活用、そしてオンライン会議の実施などによって、法人運営の進め方も見直さなければなりません。そして、令和5年4月には、一般社団法人から公益社団法人へ移行しました。公益社団法人に移行するための準備期間はもちろん、移行後もいろいろと手続をしなければならないことが多くありました。定款や諸規則の改正・新設はもちろん、一般社団法人の頃には要求されることのなかった様々なルールがありますし、財務・会計面もそれまで以上に厳密に管理していく必要が生まれました。私にとってはよく分からないことだらけでした。支部にとっても窮屈な面も増えたことと思います。それでも当時、「公益法人となったことで外部からの対応が良くなった」という声をいくつもの支部からいただきましたし、公益社団法人へ移行したことは間違いではなかったと思っています。

私は支部長経験者ですので、総務・財務委員会ができる限り、各支部の支援に力を入れたいという気持ちは強くあります。それと同時に、法人の総務・財務を担う者として、法令及び当法人の定款・諸規則の遵守と適切な財務・会計の実施を管理せねばならず、支部に対してもそれは引き続き強く求めていく所存です。公益社団法人として遵守すべき事項は多く、それは確かに負担でもありますが、各支部においても誇りを持って支部運営を進めてほしいと願っています。

最後に近況を御報告いたします。当法人の支部は、現在42支部が設置されていますが、福岡県行政書士会と佐賀県行政書士会の御協力の下、佐賀県内に事務所を置く会員を福岡県支部が受け入れ、佐賀県支部設置のための支援を行っています。佐賀県内の会員も既に15名を超えており、新しい支部の誕生が近づいてきたと感じています。

また、本誌令和7年9月号のコスモス Informationでも御紹介しましたとおり、当法人では成年後見制度利用者見舞金制度を開始しています。今後も公益社団法人としてなすべき事業を推進できるよう精一杯尽力してまいりますので、第16期も引き続きどうぞよろしく願いいたします。

## コスモスへの入会の御案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。

（入会手続については、ホームページを御覧ください。<https://cosmos-sc.or.jp/entry.html>）

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修（30時間）を受講の上、考査に合格する必要があります。
- ・入会金 10,000 円、年会費 24,000 円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です（年間保険料 5,810 円）。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年に4回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期などの詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。



コスモス 15周年ロゴ

### コスモス成年後見サポートセンターの現状 (令和8年2月1日)

会員数 2,686名（個人正会員数）  
 支部 全国42支部  
 受任件数 6,334件

# 行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

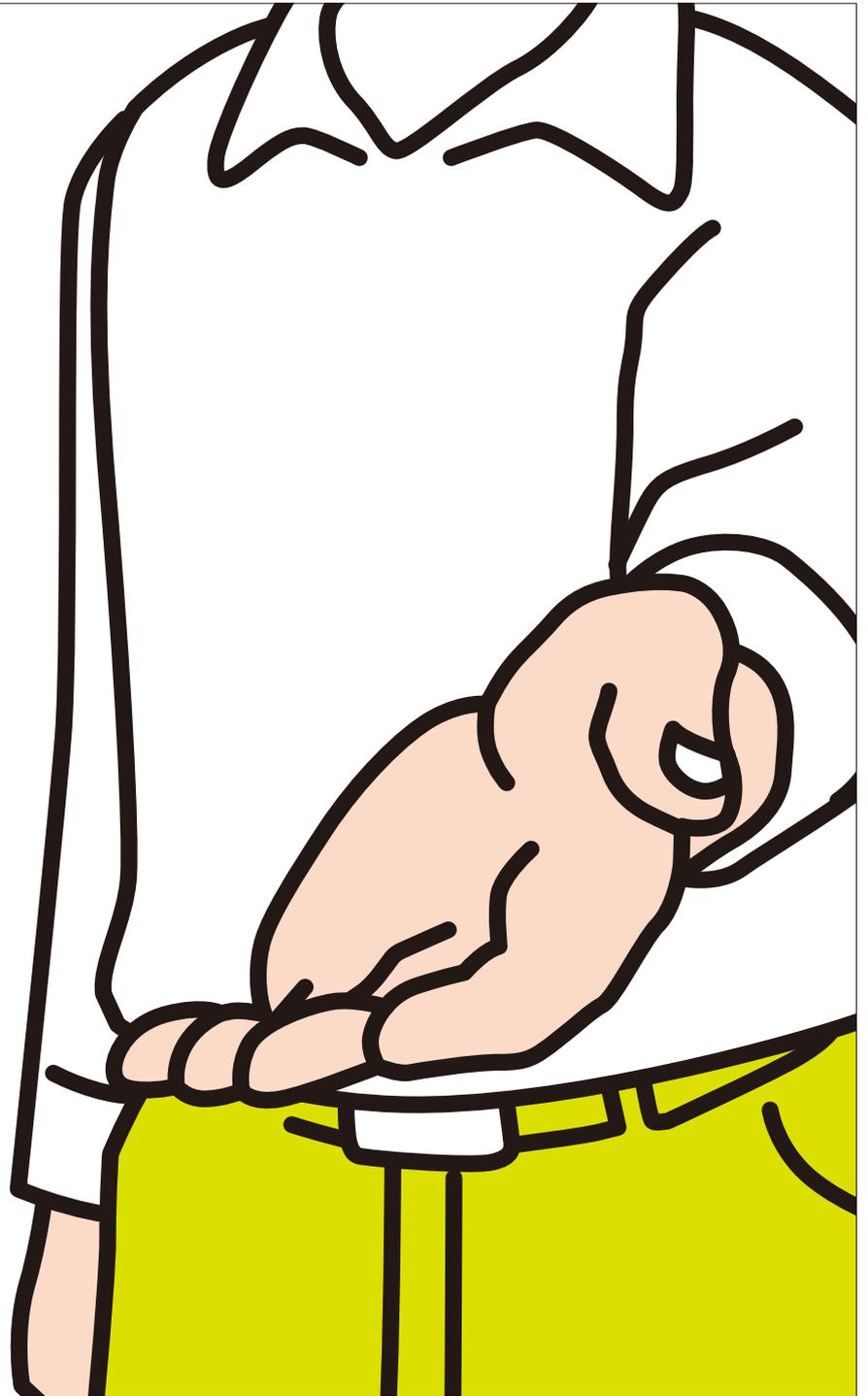
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

## 掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





# 特定行政書士だからこそ 救える人がいる

## 今こそ！特定行政書士の出番です

令和8年1月1日、「行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）」が施行されました。

これにより、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士（特定行政書士）は、行政書士の事前関与の有無にかかわらず、行政不服申し立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

特定行政書士は、行政書士証票に「特定行政書士」である旨が付記され、また、専用の徽章を購入することができます。

**【申込期間】** 令和8年4月1日（水）～6月19日（金）

**【受講期間】** 令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。  
PC・スマホ等（※）があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。

**【考査日】** 令和8年10月18日（日）

（単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。）

**【講義科目】** 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点

行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点

行政事件訴訟法の概説、行政事件訴訟法の論点

要件事実・事実認定論、特定行政書士の倫理、総まとめ（予定）

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。  
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

**「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中！**

詳細は「月刊日本行政」3～6月各号に掲載の  
「令和8年度特定行政書士法定研修募集要項」  
または下記二次元コードより会員専用サイト  
「連con」内、「特定行政書士法定研修」をご覧  
ください（事前にログインの上、読み取って  
ください）。



日本行政書士会連合会

# 日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

## 「おしごと年鑑2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

行政書士紹介ページ(本記事は2025年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも  
わかりやすく説明されています。





### おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



# 会員の動き

## 登録者数 (令和8年1月末日現在)

合計	54,277名		
内訳	男	44,946名	女 9,331名
個人事務所開業	男	41,913名	女 8,262名
行政書士法人社員	男	2,228名	女 470名
個人使用人行政書士	男	430名	女 305名
法人使用人行政書士	男	375名	女 294名

## 法人会員 (令和8年1月末日現在)

法人会員数	1,678
法人事務所数	1,943
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,410
従たる事務所数	533

## 異動状況 (令和8年1月中の処理件数)

新規登録	合計	194名	
	内訳	男 157名	女 37名
登録抹消	合計	147名	
	内訳	男 128名	女 19名
抹消内訳	廃業	112名	
	死亡	31名	
	その他	4名	

## 御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言

from EDITORS (野崎)

暦の上では春とはいえ、まだ肌寒い日が続いていますが、<sup>つぼみ</sup>街路樹の桜の蕾もようやく膨らみ始め、開花のときを静かに待つ季節となりました。

桜の花は、冬の厳しい寒さを経験しなければ、春に美しく咲き誇ることができないといえます。私たち行政書士の業務も、日々積み重ねる地道な研鑽と丁寧な書類作成という、言わば「冬の根回し」があってこそ、依頼者の皆様の新たな門出に「安心」という花を添えられるのではないのでしょうか。

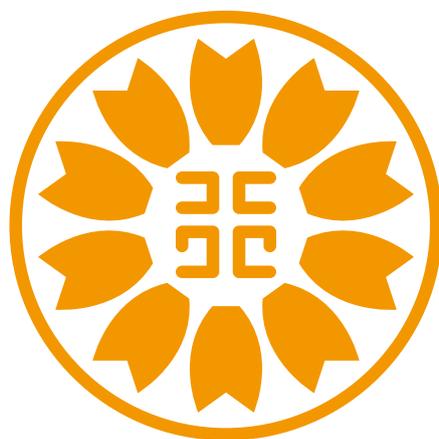
今月号をお届けする頃には、各地から桜の便りが届き始めていることでしょう。年度末の繁忙期を迎え、会員の皆様におかれましては多忙を極める時期かと存じますが、ふと見上げる桜の花が、<sup>つか</sup>東の間の安らぎとなりますように、本誌が皆様にとって新しい年度へ向かう活力の一助となれば幸いです。

## 月刊 日本行政 3月号

第640号 令和8年2月25日発行

発行人 宮本 重則  
 発行所 日本行政書士会連合会  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門四丁目  
 1番28号  
 虎ノ門タワーズオフィス10階  
 TEL 03-6435-7330  
 FAX 03-6435-7331  
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史  
 次長 奥野慎太郎  
 部長 成田真利子  
 大門 則亮  
 益子 光宣  
 吉田 明浩  
 野崎 晃



月刊 日本行政 3月号

令和8年2月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階